

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度施行に伴う
経過措置期間中の現行容器包装の取り扱いについて

日本製缶協会

食品衛生法改正により、2020年6月1日より食品用器具・容器包装ポジティブリスト化(以下国 PL)制度が導入されます。これに先立ち厚生労働省は2020年4月28日付けで地方自治体の関係部門に通達を发出し、地方自治体より業界関係者へ周知徹底と指導が始まりました。

施行に際し、国 PL 収載確認だけの対応ではサプライチェーンが混乱し、サプライチェーンを通じた調査などが始まると情報が途中で止まり、製品供給が滞ることを懸念されることから、食品用器具・容器包装ならびに原材料製造業者団体が構成する「食品接触材料管理制度推進に向けた準備委員会」では、国 PL への対応として、厚生労働省に経過措置期間の導入を提案し、第9回食品用器具及び容器包装の規制のあり方に関する技術検討会(2019年12月2日開催)、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会(2019年12月23日開催)、同分科会(2020年1月30日開催)での審議を経て、経過措置期間の導入が決定されました。

その後厚生労働省と協議により経過措置の範囲拡大に努め、「同様」という文言によりその幅を広げ、「法適合」の解釈として、「国 PL 適合」の容器包装に加え、経過措置期間中であれば、施行前に上市されていた器具・容器包装と同じものに関して施行後も国 PL 制度に適合したものと見なせることといたしました。また不要不急の調査などを行わないよう、経過措置中は施行前に上市されたことを示す情報(例えば、既存の仕様書、品質保証書、確認証明書など)など PL 制度に適合したと説明できる文書等により「法適合」に関する情報伝達とみなすことといたしました。

このような経緯の中、容器製造企業では市場の混乱を避けるため準備委員会及び日本製缶協会で作成した下記説明資料に基づき対応して参りますので、貴会会員企業へも周知徹底をお願い申し上げます。

説明資料1 厚生労働省告示第196号に対する準備委員会の考え方
(準備委員会取り纏め資料)

説明資料2 食品衛生法適合性に関する情報伝達の書式(ひな型:日本製缶協会作成)